

宮崎県工業技術センター等指導普及業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）における指導普及業務の実施に関する事項を定め、業務の適正かつ円滑な遂行を図り、宮崎県内産業の育成と振興に寄与することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、センターの所長（以下「所長」という。）が必要と認める指導普及業務に適用する。

(定義)

第3条 センターが実施する指導普及業務とは、工業相談・技術指導、巡回技術指導、技術普及、情報提供・広報、審査員・講師・委員の派遣等の業務をいう。

2 工業相談・技術指導業務とは、企業から持ち込まれる技術的課題の解決のため、指導、資料提供、あっせん等を行う業務をいう。このうち、工業相談は、口頭指導、資料提供、他の機関へのあっせん等、1件当たり概ね1日で終了する簡易な指導とし、技術指導は、1件当たり概ね4日以内で終了する実技を伴う指導とする。

3 巡回技術指導業務とは、企業からの要請で職員を企業に派遣して行う技術指導や、研究成果の普及・技術移転のために職員を企業に派遣して行う技術指導等をいう。

4 技術普及業務とは、センターの保有する技術、情報、設備機器及び国内外の技術情報について企業等に周知させるために行う講演会、研修会及び研究成果発表会等の開催に係る業務をいう。

5 情報提供・広報業務とは、センターの諸業務から生じる各種情報をはじめ、広く国内外の技術情報を収集・加工し、企業に提供するほか、図書の閲覧・貸出、各種刊行物の発行等を行う業務及び見学案内、ロビー展示によるセンターの研究成果や技術支援事例等の広報に関する業務をいう。

6 審査員・講師・委員の派遣業務とは、関係団体等からの要請により、審査員・講師・委員等の派遣を行う業務をいう。

(業務の実施)

第4条 前条の指導普及業務を担当する職員は、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 工業相談・技術指導は、職員の専門性等を勘案して担当者を定め、対応するものとする。

(2) 巡回技術指導は、職員の専門性等を勘案して担当者を定め、指導するものとする。

(3) 講演会、研修会は随時、研究成果発表会は年1回開催するものとする。

(4) 図書の閲覧・貸出は、別に定める「宮崎県工業技術センター工業技術図書室運営要領」に基づいて実施するものとする。

(5) 企業等に提供する必要があると認められる情報については、情報誌及びホームページ等により提供するものとする。

(6) 見学については、見学を希望する者に、別記様式に定める見学・視察申込書を提出させ、各部門の協力を得て企画・デザイン部が実施するものとする。

(7) センターロビーを活用した展示については、センターが単独で実施した研究成果に加えて、共同研究や技術指導等により企業が開発した製品等を展示することとし、展示物は随時更新するものとする。

(8) 審査員・講師・委員等の派遣については、依頼内容を検討し、必要と認められるものについて職員を選任し、実施するものとする。

(進捗状況及び結果の報告)

第5条 各部の職員は、指導普及業務の経過及び結果について、所属部長に報告するとともに、センター内業務管理システムに入力しなければならない。

2 各部長は、自らの部における指導普及業務の実施状況を把握し、毎月、所長に報告しなければならない。

(費用)

第6条 第3条に定める業務にセンターの設備を使用する場合、使用者は無償で使用するができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導普及業務の実施に必要な事項は、所長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。